

博物館学芸員課程

博物館とは、美術館、資料館、郷土館、動・植物園、民芸館、記念館などを含む社会教育施設を指し、生涯学習の観点から社会教育上、重要な役割を担うものです。

昭和 26 年 12 月に制定された「博物館法」によって、これらの博物館には「学芸員」やその他の職員を置くことが定められています。

学芸員は、博物館において、その管理運営・博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究などの専門的事項を担当します。

本学部における博物館学芸員課程では、人文・自然科学系（歴史学、民族(俗)学、美術史学、考古学、環境学、動植物学等）博物館学芸員を養成し、別表の科目を履修することによって、高い学識と見識をもった学芸員を社会に送り出すことを目指しています。

就職については、学芸員の採用人数はきわめて少ない現状です。これらのことから、目的意識を明確にもち、積極的な学修意欲が強く求められることを十二分に認識の上、履修することが望まれます。

在学中に本課程を完修できなかった場合、卒業後に本学部での科目等履修生となり、未修得の科目を履修することも可能ですが、「博物館実習」は原則として履修できない（「博物館実習内規」を参照）ので、在学中に完修することが望まれます。

1. 博物館学芸員課程の履修について

博物館法施行規則に定められている科目と単位数は、本学部ではそれに応じて、別表のと通りの科目と単位数にしています。

本学部において「博物館実習」を除く、博物館学芸員課程必修科目の履修登録ができる人数は、各科目とも 60 名までとしますので、予備(事前)登録を実施します。

■修了要件

卒業までに、必修 9 科目（19 単位）の修得が必要です。また、履修推奨科目の中から 2 科目 4 単位以上の修得が強く望まれます。

2. 「博物館実習」の履修について

(1) 履修登録資格

次の項目をすべて満たしていること。

- ① 「博物館実習」を履修するまでに「生涯学習概論」「博物館概論」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館教育論」「博物館情報メディア論」を完修していることが望ましいが、最低 5 科目以上の単位を修得していること（「博物館実習内規」を参照）。
- ② 受講申込を行い、選考（小論文・面接など）に合格した者（科目の性格上、多人

数の受講が不可能です)。

※ 選考は、受講希望に関する書類・成績（博物館学芸員課程関連既修得科目の成績および卒業要件既修得科目の成績）及び博物館学に関する面接試験などによって行う。

- ③ 科目の特性上、実習先へ所定の期間、出勤可能な者。
 - ④ 年度始めに実習費を納入すること。
- (2) 対象年次
3年次以上
- (3) 実習定員
定員は原則として、30名以内です。
- (4) 実施方法
- ① 実地研修を中心に「博物館実習」の事前・事後の指導講義も行います。
 - ② 学外の博物館などの学外実習先にて指導を受けます（夏期休暇中など）。
 - ③ 通年開講科目です（留学する者は受講できません）。
 - ④ 実習の特性上、学外実習を行うことがあるので、開講曜講時前後の時間帯におよんで実習講義を行うことがあります。
- (5) 実習費
「博物館実習」履修の本登録を許可された者（掲示にて確認）は、必ず所定の期間（4月中旬）に証明書自動発行機にて実習費として10,000円を納入した上、証明書自動発行機から出力される各種申込書「博物館実習費（国際学部）」を速やかに国際学部教務課に提出してください。
なお、この証明書自動発行機にて博物館実習費を指定する際は、文学部の博物館実習費と間違わないように注意してください。
これらの手続きを修了することによって、「博物館実習」科目を履修登録することができます。ただし、受講登録後の自己都合による受講取消の場合は、一切返金しません。
- (6) 実習申込時期
履修登録希望者は、博物館実習履修の前年度3月下旬の学業成績等の書類配布日に「博物館実習」申込書を受け取り、所定の期間に申し込むこと。
- (7) 実地研修『博物館実習』（博物館等での学外実習）の心構え
- ① 学生の意識で実習を行うのではなく、一社会人としての行動をとること。
 - ② 受入機関は勿論、入館者の方にも失礼のないように注意すること。
 - ③ 時間厳守のこと。
 - ④ 実習期間の服装は、入館者と直接接触するので、受入機関の指示に従うこと。
 - ⑤ 各自、薄手の手袋を持参する方が望ましい。
 - ⑥ その他、受入機関の指示に従うこと。

(8) その他

「博物館実習」の一端として宿泊を伴う博物館の見学などを行います。博物館の見学などに必要な交通費・宿泊費・食事代等の実費（5万～10万円）は、自己負担しなければなりません。

3. 本学部における博物館学芸員課程に関する科目

■必修科目（両学科共通）

省令科目	単位数	国際学部開講科目	単位数	配当年次
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	1
博物館概論	2	博物館概論	2	1
博物館経営論	2	博物館経営論	2	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2	1
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2	1
博物館実習	3	博物館実習	3	3
計（9科目）	19	計（9科目）		19

■国際文化学科（IC）履修推奨科目

以下の中から「博物館実習」における「夏季館務実習先」を検討した上で、2科目4単位以上を修得することを推奨する。

	科目名	単位数	配当年次
文化史	日本の近現代と国際関係	2	2
	中央アジアと日本	2	3
	アジアの仏教文化	2	2
	イスラームの文化 A	2	2
	比較宗教思想	2	3
美術史	西洋の美術	2	2
	アジアの美術	2	2
	アートマネジメント	2	2
	日本の美術	2	2
	芸術・メディア入門	2	1
	映像文化論 E	2	3
	イスラームの文化 B	2	3

考古学	アジアの文化遺産	2	2
	東アジアの古代文化	2	3
民族（俗）学	世界と日本の民俗	2	3
	メディア文化入門	2	1
	伝統芸能論	2	2
	フィールド実習	2	2
	音楽芸術論	2	2

■グローバルスタディーズ学科（GS）履修推奨科目

以下の中から「博物館実習」における「夏季館務実習先」を検討した上で、2科目4単位以上を修得することを推奨する。

	科目名	単位数	配当年次
文化史	比較宗教思想	2	3
美術史	宗教文化学入門	2	2
考古学	文化遺産学	2	2
民族（俗）学	Introduction to Cultural Anthropology	2	2

※夏季館務実習は、原則として龍谷ミュージアムにて行います。

個人的興味や特定の研究分野によって、実習先博物館を選択する場合は、以下の点に留意すること。

- ・当該博物館に指導可能な学芸員がいること。
- ・申請および交渉等を自身で行い、国際学部教務課に随時報告すること。

国際学部 博物館学芸員課程 博物館実習 内規

制 定 平成 27 年 3 月 4 日

1. 「博物館実習」の受講について

(1) 履修資格

次の項目をすべて満たしていること。

- ① 「博物館実習」を履修するまでに「生涯学習概論」「博物館概論」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館教育論」「博物館情報・メディア論」を完修していることが望ましいが、最低5科目以上の単位を修得していること。
- ② 受講申込を行い、選考（小論文・面接など）に合格した者。
選考は、受講希望に関する書類・成績（博物館学芸員課程関連既修得科目の成績および卒業要件既修得科目の成績）および博物館学に関する面接試験などによって行う。
- ③ 科目の性格上、実習先へ所定の期間、出勤可能な者。
- ④ 年度始めに実習費を納入すること。

上記項目を満たしていない場合についても、博物館学芸員課程運営委員会が許可した者については、受講できるものとする。

(2) 履修対象年次

3年次以上

(3) 実習定員

定員は原則として、30名以内とする。

(4) 実習先

夏季館務実習は、原則として龍谷ミュージアムにて行う。

ただし、個人的興味や特定の研究分野によって、自分で実習先博物館を選択することも認める。

(5) 実施方法

① 実地研修を中心に、「博物館実習」の事前・事後の指導を受ける。

② 学外の博物館などの学外実習先にて指導を受ける（夏期休暇中など）。

(6) 実習費

履修登録を許可された者は、実習費として10,000円を所定の日までに納入しなければならない。

(7) 実習申込時期

履修登録希望者は、前年度3月下旬の学業成績等の書類配布日に「博物館実習」受講申込書を受け取り、所定の日に応募すること。

2. 前項第5号の①の「博物館実習」の事前指導を受けていない者は、学外実習を受けることはできない。

3. 自分で実習先の交渉や手続きを行い、内定した者は必ず教務課に実習先などを届け出ること。

また、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府以外の博物館で実習を受ける学生は、自分で交渉や手続きをすること。その結果については、必ず教務課に届け出ること。

4. (1) 科目等履修生については、原則として「博物館実習」は履修できない。
ただし、本学部卒業で、かつ現在関係業務就労上、博物館学芸員資格を必要とする者は履修できる。

(2) 国際文化学専攻科生は、前号に関係なく履修できるものとする。

付 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。